

中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第47回）議事録（案）

資料2

1. 日 時 平成27年9月4日（金）13:30～15:40
2. 場 所 中央合同庁舎5号館 環境省第1会議室
3. 出席委員 委員 長 白石 寛明
臨時委員 天野 昭子 佐藤 洋
染 英昭 築地 邦晃
根岸 寛光 林 岳彦
細見 正明 山本 廣基
専門委員 浅野 哲 稲生 圭哉
内田又左衛門 山本 裕史

（欠席は、浅見臨時委員、田村臨時委員、五箇専門委員）

4. 委員以外の出席者

環境省

高橋局長、川名室長、渡邊室長補佐、岡野室長補佐、松田主査

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

国立研究開発法人国立環境研究所

5. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (2) その他

6. 配付資料

- 資料1 中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会委員名簿
- 資料2 中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会（第46回）議事録（案）
- 資料3 諮問書（写）及び付議書（写）
- 資料4 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料（案）
- 資料5-1 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（グリセリン酢酸脂肪酸エステル）（案）
- 資料5-2 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（グリセリン酢酸脂肪酸エステル）（案）
- 資料6 平成28年度環境省重点施策
- 資料7 平成27年度農薬の環境影響調査業務について
- 参考資料1 中央環境審議会関係法令等
- 参考資料2 中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会（第46回）議事要旨
- 参考資料3 対象外物質評価書グリセリン酢酸脂肪酸エステル（食品安全委員会資料）

7. 議 事

【川名室長】 定刻になりましたので、ただいまから第47回土壤農薬部会農薬小委員会を開催させていただきますと思います。

本日、まず会議の冒頭に、7月に着任いたしました、水・大気環境局長の高橋局長よりご挨拶を

申し上げたいと思います。

【高橋局長】 皆さん、こんにちは。7月31日付で水・大気環境局長を拝命いたしました高橋と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の先生方におかれましては、今日ご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより農薬を初め環境行政の推進にご指導を賜っておりますことを、改めて厚く御礼を申し上げます。

この農薬小委員会でございますけれども、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定につきまして、これまでご審議をお願いしてきております。お蔭様で、これまでに水産動植物につきましては289農薬、水質汚濁につきましては213農薬につきまして、基準値の設定をしていただきました。さらに112の農薬につきましては、基準値設定不要ということで判断をいただいております。既に登録されております農薬につきましても、基準値を設定されていないものも多くございます。また、新たに申請をされる農薬も多くございますので、今後も引き続き精力的に基準の設定をしていく必要があるというふうに考えてございます。

加えて、評価の仕組みそのものにつきましても、これまでこの小委員会でいろいろとご指摘をいただいているというふうに聞いてございます。それらの課題への対応につきましても検討を進めてまいりますので、引き続きご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

農薬につきましては、食料生産等に用いられる資材ではございますけれども、生物に活性を有する物質を野外で用いるということから、特に生態系などへの悪影響が生じる懸念が指摘されてございます。そのようなことが生じないようにしていくことが大変重要かと思っております。

最近話題になっております一部のネオニコチノイド系農薬につきまして、欧州連合で使用が制限されるなど、生態系への影響を懸念する声が出てございます。環境省といたしましても調査を行っているところでございますけれども、世の中の関心も非常に高くなってきてございます。本日も、後ほどご報告させていただきますけれども、環境省の概算要求の中でも、重点施策の一つとして、このネオニコチノイド系農薬への対策も位置づけてございます。

今後とも農薬環境行政に係る様々な課題につきまして、関係府省と連携をいたしまして、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、委員の先生方におかれましては、今後ともよろしくお願い申し上げます。

なお、私、この後、所用で退席させていただきますけれども、本日のご審議を何とぞよろしくお願い申し上げます。

【川名室長】 ありがとうございます。

また、農薬小委員会の委員の先生方に交代がございましたので、ご紹介させていただきたいと思っております。

前回の農薬小委員会におきましては、吉田委員がご退任されたことをご報告申し上げます。今回から、新しく、岩手大学の佐藤洋委員にご参画いただいております。ご報告させていただきます。

それでは、佐藤先生、一言ご挨拶いただければと思います。

【佐藤臨時委員】 今回から参加させていただきます、岩手大学の佐藤洋と申します。何分不慣れで、皆様にご迷惑をかけるかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願い致します。専門は、毒性学です。

【川名室長】 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、本日の委員のご出席の状況を報告させていただきます。

本日は、浅見委員、田村委員、五箇委員よりご欠席とのご連絡をいただいております。しかしながら、小委員会開催の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

【松田主査】 それでは、続きまして、本日の配付資料についてご確認いただきたいと思います。お手元に議事次第と配付資料一覧がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。本日お配りしております資料は1～7まで、参考資料は1～3までとなっております。

資料が大部となりましたため、資料2の前の農薬小委員会の議事録、参考資料1の中央環境審議会に関連する法令についての資料、参考資料3の食品安全委員会の評価書につきましては、お手元のパソコンに電子媒体としてご用意させていただいております。

資料の過不足、パソコンのトラブル等がございましたら、審議の途中でも結構でございますので、事務局までお申し付けいただければと思っております。

なお、オブザーバー及び傍聴者の方々につきましては、お近くの席にファイルにつづったものをご用意しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

また、委員の先生方のお手元には、ピンク色のファイルにとじた資料が置いてございます。こちらは、検討会におきます過去の審議で整理しました考え方等をまとめたものでございます。適宜ご参照いただければと思います。

なお、こちらは随時差し替えをしておりますので、会議が終わりましたら、机の上に残しておいていただきますようお願いいたします。

【川名室長】 それでは、議事に入らせていただきます。

これ以降の進行は、白石委員長にお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【白石委員長】 わかりました。

では、議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の農薬小委員会は、議事次第にございますように、二つの議題に関する審議が予定されております。慎重かつ活発なご審議をお願いいたします。

それでは、本日の会議と資料の公開の扱いについてご説明いたします。

本日の農薬小委員会は、土壌農薬部会の運営方針の非公開とする理由に当たらないことから、公開とさせていただきます。

資料につきましても、公開とさせていただきます。

さて、議事に先立ち、前回7月17日に開催した第46回農薬小委員会の議事要旨及び議事録を確認いただきたいと思っております。

事務局より説明をお願いいたします。

【松田主査】 まず、お手元の参考資料2をご覧ください。

議事要旨についてですけれども、土壌農薬部会の運営方針では、委員長にご了解をいただきましたら、公開できることとなっております。

既にこの内容で委員長にご了解をいただき、環境省HPで公開をしておりますのでご報告をいたします。

続きまして、パソコンに格納しております資料2の議事録についてでございます。こちらは事前にメールで委員の皆様方にご確認していただきまして、ご指摘があれば修正させていただいたものでございます。

説明は以上になります。

【白石委員長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご意見はございますでしょうか。

（発言なし）

【白石委員長】 特段ご意見がないようでしたら、ご了解されたものとさせていただきます。

議事録についても、同様とさせていただきます。議事録につきましては、土壌農薬部会の運営方針に基づき公開といたします。

それでは、議事に入りますが、初めに農薬小委員会の決議の取り扱いについてご説明させていただきます。

小委員会の設置についての土壌農薬部会決定では、農薬小委員会の決議は部会長の同意を得て土壌農薬部会の決議とすることができるとなっております。

したがいまして、この農薬小委員会で決定をいただきましたら、土壌農薬部会の岡田部会長の同意をいただいた上で、部会の決定としていくこととなります。

それでは、議事次第に沿って議事を進めたいと思います。

まず、事務局から諮問書をご紹介します。

【松田主査】 それでは、お手元に資料3をご用意ください。こちらが諮問書と付議書になってございます。

まず諮問についてですけれども、平成27年8月20日付で環境大臣から中央審議会会長宛てに諮問がなされております。

1ページめくっていただきまして、2ページ目の別紙1でございますけれども、こちらが、告示第3号の環境大臣が定める基準でございます水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する品目で、本日ご審議いただきたい3農薬が記載されてございます。

3ページ目の別紙2ですけれども、こちらが告示第4号の環境大臣が定める農薬登録保留基準の改正を行いたいと考えている品目でございますが、こちらにつきましては、本日はなく、次回以降の農薬小委員会でご審議をお願いしたいというふうに考えております。

最後のページ、4ページ目ですけれども、こちらが付議書となっております、平成27年8月21日付で、土壌農薬部会に付議がなされてございます。

説明は以上です。

【白石委員長】 ありがとうございます。

今回は3剤ということでございます。

議事1、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定についての審議に入ります。

この件につきましては、農薬小委員会に先立ち、水産動植物登録保留基準設定検討会において基準値設定の根拠となる農薬登録申請者から提出された試験結果や公表文献情報について精査を行うとともに、これらのデータに適用する不確実係数等を設定していただいております。基準値案を設定していただいて、ここに出ているということになります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

【岡野室長補佐】 では、資料4をご覧ください。水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料というものです。

1、2、3とありまして、エマメクチン安息香酸塩、あと、クロマフェノジド、クロルフタリム、この3剤について、本日は、次のページをめくっていただきたいと思いますが、基準値（案）の一覧ということで、3剤について設定をしたいというものでございます。

まず、エマメクチン安息香酸塩について、ご説明を始めさせていただきます。

1ページになりますが、評価対象農薬の概要として、こちらに化学名、分子式、分子量、構造式等が書かれております。

①②がありますが、構造式のところの右端のところ小さく書いてあるのですが、B1aというものと、あと②がB1bというものでして、それぞれこの右端にあるRの部分が CH_2CH_3 なのか CH_3 なのかという、そういう違いになっております。この両方とも有効成分であるということでございます。

次の2ページをご覧ください。作用機構等です。エマメクチン安息香酸塩は、エマメクチンB1a安息香酸塩とエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物でありまして、B1aのほうは90%以上、B1bのほうは10%未満というような混合物になっております。

マクロライド系の殺虫剤であります。この作用機構は節足動物の神経筋接合部の抑制性神経伝達物質受容体に作用して塩化物イオンの膜透過性を増大させ、神経興奮が抑制されて、麻痺や致死に至ると考えられています。

本邦での初回登録は1997年になりまして、製剤として水和剤、水溶剤、乳剤及び液剤、あと適用農作物等としては、雑穀、果樹、野菜、いも、樹木、花き等がございます。

原体の輸入量は0.5t、これが23年度でして、0.1 t、1.0 tというふうに25年度まで続いております。

3で、各種物性ですが、この表のとおりでございますが、水溶解度のところで $3.1 \times 10^5 \mu\text{g/L}$ から、pHが上がっていくにつれて水への溶けやすさがだんだん下がっていくということですが、基本的には水に溶けるということで考えてよろしいかと思っております。

3ページをご覧ください。水産動植物への毒性です。

魚類で(1)、まずコイについての毒性試験の結果がこちらでございます。ご覧の表1のとおり、設定濃度が0~560 $\mu\text{g/L}$ で、実測濃度が0~230 $\mu\text{g/L}$ という濃度区でそれぞれ設けて毒性試験を行っておりまして、死亡数がこのようになっておりまして、最後の実測濃度で行きますと、64と230の間に半数致死のところがあるということで、 LC_{50} を計算しますと、190 $\mu\text{g/L}$ ということになります。

助剤等は、特に使っておりません。

次に2ポツですが、甲殻類等で、ミジンコ類の急性遊泳阻害試験が行われております。

オオミジンコを用いた試験が実施されておりまして、 $48\text{hErC}_{50}=0.96 \mu\text{g/L}$ という結論になっております。こちら設定濃度と実測濃度がそれぞれ書いてありますが、実測濃度で行きますと、0.85~1.38の間のところに半数致死のところがありまして、 EC_{50} としては0.96というふうに算出されております。

次のページ、4ページをご覧ください。藻類の生長阻害試験が行われておりまして、標準種でやられております。 $72\text{hErC}_{50}=15.4 \mu\text{g/L}$ という結論であります。この表に書いてありますようなところで、15.4という数字が出ております。

5ページをご覧ください。次はPECですが、1ポツで、まず農薬登録情報提供システムによりまして、先ほども冒頭で申し上げましたが、水和剤、水溶剤、乳剤、液剤がありまして、雑穀、果樹、野菜、いも、樹木、花き等に適用があります。

水産PECの算出ということで、非水田について、一番高くなる使用方法について、PECを算出しております。算出に当たりましては、各パラメーターの値という、右の欄に掲げるようなパラメーターを使って計算をしております。

表4の左側の欄の上から三つ目の枠ですが、当該剤の単回・単位面積当たりの最大使用量※算出値というのがありますが、ここの書き方を今回から変えておりまして、これで本当に完璧なものなのかというのはありますので、どのようにしたらよろしいかという観点もご意見をいただければありがたいと思いますが、700 mL/10aといいますが、農地10 aに対して1%乳剤として700 mLを使いますという、そういった数字です。

その下に、実際の使用のイメージといいますか、どのように使うのかというのを括弧書きで文字で表現してまして、1000倍に希釈した薬液1%乳剤を10 a当たり700 Lまきますよというのを、書いております。

地上防除、散布ということも勘案して、各パラメーターの値としては右側ですが、各パラメーターの値のIというところ、単回・単位面積当たり有効成分量というものもありまして、ここでは70という数字が入っています。こちらは、書き方としては、式を書くようにしてまして、ここにいろいろと書いてあるのですが、これは基本的に何をやっているかと申し上げますと、先ほどの700 mL/10aというやつに、700 mLに対して有効成分が1%入っているということで、0.01を掛けま

して、それをhaに直すという換算をやっているというものです。ですので、その結果、70 g/haというガイドラインの式を適用するに当たっての必要な単位の換算を行っているというだけでございます。

この下にありますような式を使って、パラメーターを使いまして、非水田使用時のPECを計算しますと、0.0011 $\mu\text{g/L}$ ということになります。水田には適用がありませんので、非水田の一番高いものということで、水産PECが0.0011 $\mu\text{g/L}$ というふうに計算をしております。

6ページをご覧ください。総合評価になりますが、魚類、甲殻類、あと藻類について、それぞれ、先ほど申し上げました数字をここに書いておりまして、魚類につきましては190というものを10で除した19 $\mu\text{g/L}$ 、甲殻類等につきましては0.96を10で除した0.096、藻類につきましては15.4を、そのままの値ですね、15.4を採用しまして、これらのうちの最小のものとして、オオミジンコの毒性値を10で除した0.096 $\mu\text{g/L}$ が出てまいります。この値を、登録保留基準値の案として挙げさせていただきます。

リスク評価ですが、水産PECが0.0011 $\mu\text{g/L}$ ですので、0.096 $\mu\text{g/L}$ を超えていないということを確認しております。

検討経緯のところになりますが、水産検討会の中で、特に二つのB1aとB1bがあることについて、それぞれどちらも有効成分ということではいかという質問が出まして、それについて対応をして、両方とも有効成分ですということでお答えをしております。

事務局からの説明は以上になります。

【白石委員長】 では、ご審議をお願いいたします。

ただいまのエマメクチン安息香酸塩につきまして、質問、基準値案についてのご意見等をお願いいたします。

エマメクチン安息香酸塩として基準値を設定するというので、エマメクチン安息香酸塩は二つのB1a、B1bの混合物であると。エチルキンB1aのほうが90%以上であるというふうな。

【岡野室長補佐】 すみません、1点ご説明をするのを失念しておりましたが、4ページをご覧くださいでしょうか。

今まで藻類につきましては、 ErC_{50} だけではなくて、NOECについてもこちらに、小委に挙げる資料の中に書かせていただいております。それは、過去に取りまとめた小委の中でもまとめたいただきました文章の整理の中にもあるのですが、魚類と甲殻類についてNOECは要らないと。藻類については、農薬テストガイドラインの中に藻類のNOECも出せるようなというふうな記載になっているので、それが出ているのだったら、NOECも記載しておいた方がいいのではないかとということで、NOECも入れておりました。

ただ、事務局で考えたというのがありますし、水産検討会でも少しご意見を伺ったのですが、NOECという値は審査に当たって、基準値の設定に当たっては使っていないという値でございますし、そもそも要らないのではないかとというのが1点あります。

もう1点として、この小委の資料の中でNOECというものをバシッと書いてしまうと、それを環境省、また農薬小委員会としてオーソライズしたかのような印象を与えかねないということで、使わないのであれば、これはなくてもいいのではないかと事務局で考えておりまして、そのようにさせていただければと思っておりますが、もしこれについてもあわせてご議論がありましたら、よろしくをお願いいたします。

【白石委員長】 わかりました。では、あわせてご議論、ご意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。

【内田専門委員】 2点あるのですけれども、1点目は簡単なものです。2ページの上から5行目ですが、作用機構等、神経伝達受容体に作用して塩化物イオンと書いてありますが、これ、多分塩素イオンの間違いだと思っております。抄録等にかかれていたのは、多分塩素イオンだと思います。

確認いただいて。

【岡野室長補佐】 C1 マイナス。

【内田専門委員】 そうですね。

【岡野室長補佐】 その言い方として、教科書的な塩素イオンという言い方なのか、塩化物イオンという言い方なのかということだと思うのですが。塩化物イオンというのが一般的なのかと思いい、そういうふうに書かせていただいたということで、どちらがよろしいと、もしそういったご示唆がありましたら、それに合わせるようにいたしますが。

【白石委員長】 塩素イオンと習ったのですが。今は塩化物イオンと。

【内田専門委員】 はい、わかりました。

あとの一つは、水溶解度のところですけども、これは2種類書いてあって、pH6.5のとpH5から7、これは連続して、一連で測られていると思うのですよね。この化合物、pKaが二つあって、4.2と7.6ぐらい、抄録に書いてあったと思う。このpKaから考えて、pH7とpH6.5、これ、多分内挿的な値で、併記してあるのは何で併記してあるのかなと思って、資料を読ませていただいたのですけれども。

それに絡んで、オクタノール/水分配も、これ、多分pHディペンデントだと思うのですよね。だから、その辺がどうかなという気がしたのです。

【岡野室長補佐】 基本的には提出された全データを書き出しているという形になりますが、ちょっと今テキストを確認いたしますので、お待ちいただければと思います。

【白石委員長】 オクタノールの水分配係数はHPLC法で測定されていて、pHが。水溶解度は、構造式を見ていただければおわかりのように、左の上にアミノ基があって、これが塩基性、pKaの7.6がそれに相当していると思われます。ですので、pH7ぐらいで極端に、7.6を挟んで溶解度が変わってくるような傾向になっているのじゃないか。だから整合性があるのじゃないかなと思います。

ちなみに、ミジンコの試験はpH8ぐらいで行われていて、毒性が強く出ている可能性があるかなという気がします。

いかがでしょうか。分解性は割とあるのですかね、光分解性は。ミジンコだけ流水式で行われていて、設定濃度と実測濃度がほぼ一致しておりますけれども。コイ、藻類は分解が進んでいるのかもしれないけれども、ということでしょうね。

【岡野室長補佐】 申し訳ありません。水溶解度についてなのですが、一番上の 3.1×10^5 という、pH6.5の値が申請者から提出されている値で、ここが他の試験のところで、本来溶けるはずなのに溶けていないというのがありまして、この 10^5 溶けていると言っているけれども、実際はもっと溶けないのじゃないかという指摘を水産検討会の中でいただいております、そこで申請者に問い合わせをして、文献値として出てきたのがこの後の三つになります。なのでpHが違くと、結構溶解度が違うというのが文献から出ているということで書いております。すみませんでした。

【白石委員長】 その他いかがでしょうか。藻類生長阻害試験でNOECを記載しないようにしたいということですが、その点に関して。よろしいでしょうか。

（異議なし）

【白石委員長】 ひとり歩きするのも困りますので、これまでのデータは、そのまま公表していただきますけれども、そのままになるのですかね。

【川名室長】 既に公表している分につきましては、あえて修正するということはしなくていいのかなと思っておりますが、今後の整理といたしましては、藻類試験でこの前に出していた農薬につきましては、この資料から削除させていただくという形にさせていただきたいと思っております。

【白石委員長】 いかがでしょうか。

（異議なし）

【白石委員長】 では、ご了解されたとさせていただきます。

他に、毒性の点で何かコメントはございますか。

今日は時間があるので。藻類の試験のErC₅₀なのですが、抄録を見ると値が違うのですけれども、私の勘違いかしら。別の数値があるように思うのです。再計算されたということなのですか。

【川名室長】 この部分につきましては、生データを見て、水産検討会でも議論がありまして、幾つか外れ値を含んだ形で抄録のほうは計算されておるとい形でございましたので、その部分を除いた形で再計算をお願いし、再計算されて出てきたのがこの値ということでございます。

【白石委員長】 検討会のほうで再計算された値であるということですね。よろしいでしょうか。
(異議なし)

【白石委員長】 よろしいようでしたら、毒性のほうにつきましては、ご了解いただいたとさせていただきます。

水産PECのほうはいかがでしょう。書きぶりも含めて、何かございますか。

【稲生専門委員】 先ほど事務局からご説明があった、最大使用量に関する記載の方法なのですが、水産検討会のほうでもちょっと見てみて、確かに一つの書き方で、なかなか製剤の剤形も違いますし、使い方も違うということなので、決まったフォーマットでなかなか書けないというところもありますので、こういうふうに文章にしたほうがわかりやすいかなというところで、ちょっと私のほうでもご提案させていただいたというのがありますので。とりあえず、この最大使用量、この書き方に従って、これでイレギュラー的などころが出てきたら、また検討をするというのがいいのかなと思います。どういう形で出てくるのかも、私も全て把握していないのでちょっとわからないのですけれども。とりあえず、現段階ではこれでいいのかなというふうに、私のほうは思いました。

それと、右側のI、パラメーターの値ですね、有効成分としての使用量なのですが、計算式を丁寧に書いていただいているということで、わかる人が見ればわかるのですけれども、それぞれが一体何だろうと考えると、逆にわかりにくくなったのかな。例えば1 g/1 mLって何だろうと。これ、製剤の密度を1として計算しているということなのでしょうけれども、計算としてはこれがすごく丁寧な書き方なのですが、わからない人が見たら、何をやっているのかがさっぱりわからないというところもあるので、ここはどうしたらいいかというのを、私もコメントしづらいところがあるので。皆さんが見て、これでわかるだろうということであれば、いいかなというふうに感じております。

以上です。

【白石委員長】 ありがとうございます。皆様いかがですか。計算式まで要らないかもしれないような気もしますが。はい、どうぞ。

【山本（廣）臨時委員】 今の計算式ですけれども、1 g/1 mLのほうは、比重というか密度、これでいいのだけれども。100 aの1 haって、これは何なのですか。ちょっと意味がわからない。

【岡野室長補佐】 100 aが1 haであるということで、これが1であるという。

【山本（廣）臨時委員】 いやいや、それを書かないといけないのかということですね。まだ密度のほうは、まだわからないでもないけれども。ha当たりで表わすからということですか。

【岡野室長補佐】 はい、単に×10を入れればよかったのか。

【山本（廣）臨時委員】 1が来たらいいのですよね、別に。

【岡野室長補佐】 そうですね、はい。

【山本（廣）臨時委員】 いやいや、100 aが1 haはいいのだけれども、そんなことがここに掛け算として、計算式として出てくる話なのですかね。上の密度のほうは、1 mLを1 gとみなすということでもいいのだけれども。明らかに100 aは1 haですよね。場所によって、大きさが違うところがあるということですか。

【稲生専門委員】 1 haが100 aだということがわからない人にも、わかるように。要は、左側の使用量では製剤の使用量が10 aあたりになっているところが、右側のIのパラメーターのところになるとha当たりで、これはPECで計算するときにはha当たりで計算するので、単純にaをhaに直すのはこうだということで丁寧に書かれているのだと思うのですけれども。私も今見たら、逆にわかりづらいついかなというところもありますので、ちょっと悩ましいところかなと考えております。

【岡野室長補佐】 ここは、本当に趣味の問題というか、ただ計算機で打っていくときに、単位を含めて、ちゃんと合っているねというのを確認するために、全部数字で表したほうがやりやすかったということで、このよう書き方をしているということでございます。

【白石委員長】 特に問題はないと思いますが。

【山本（廣）臨時委員】 僕は、1 mLというのが、これは仮定の話だから、これで計算をしないといけないよねということを示すことはいいのだけれども。ちょっと意味が違いますね、上の1 g/mLと100 a/ha。わかりやすければ、それでいいのだけれども。

【白石委員長】 ただ、ha当たりにしておけばいいだけの話なのですけれども。

【内田専門委員】 換算式だけだから、私はこれでもいいと思う。次元も判って、個人的にはわかりやすい。

【白石委員長】 左の欄が10 a当たりmLになっているので、それをそのまま移行してくると、こうせざるを得ないということですよ。これは工夫していただいて、よろしいですか。

【築地臨時委員】 左側のPEC算出に関する使用方法のところ、先ほど稲生委員から説明があったところですが、ここで、どうせならば、我々使用サイドというか、普段見慣れているところからすると、ここは使用方法をそのまま、農薬の登録の、ありますよね、そのとおり記載していただいたほうが、本当は簡単でいいかなと。簡単というか、あまり悩まなくて済むのかなと。

そして、各パラメーターの値で今議論になった計算のところには、左の計算が反映されて表示されると思いますので、そこをご検討いただければと思います。

それから、左で、この場合も※で算出値とありますけれども、700 mL/10 aを計算して求めたということでしょうけれども。例えば前回の例のように、水稻の箱育苗の資材の量ですね、ああいったものを換算するとき、計算値として求めたというのが注意書きなのかなというふうに思いますので、その辺の記載は、これから他のものも含めて、検討を考えていただければと思います。

【岡野室長補佐】 左側のところなのですが、実は少し前までは農薬抄録に書いてある内容を忠実に書き写していたという状態でした、それですと、他の剤と同じ使い方なのに、微妙に書き方が違っていたりとか、出ている情報量がちょっと違ったりとか、そういう問題がありまして、でするのでここはもう、使用方法としてこういう登録があるというの抄録にはあるのですけれども、ここはそれを解釈というか、なるべく広い、いろいろな剤について統一的な書き方と理解ができるような形で書いてはいかかでしょうということで、これをご提案させていただいておりますので、そういった議論も踏まえてのこれということをご理解いただければと思うのですが。

【白石委員長】 いいご提案だと思いましたがけれども、様々な書きぶりがあるということで、それもまたややこしいというので、またこういう議論になっているということですね。

はい、どうぞ。

【山本（廣）臨時委員】 さっきのところですが、100 aのほうは、皆さんがいいとおっしゃるなら、それでいいのだけれども。700にわざわざ1,000を掛けて、もう一遍1,000で割るでしょう。これもどうなのですか。左側の単回最大使用量700 mL/10aと書いてあるわけですから、ここは700 mLでいいんじゃないですか。という気もするのですね。

現場では、1,000倍に薄めて700 Lにしてまくからということで、ここに1,000という数字がまた出てきているのだらうと思いますけれどもね。Lにするために10³を掛けて、1,000倍に薄めている

から、1,000で割ってみたい話でしょう、これ。こんな書き方、どうもこれだと、もう一遍整理したほうがいいかなという感じがしますけれどもね。

ここの左側のカラムのほうで700 mL/10 aというのは、括弧の中は説明であって、実際の投与量というのはこれなのですね。ということになると、右のIのところも、単回使用量のところも、こんな下の括弧の中の数字を一々持ってくる必要はないのかなという気がしますけれども。

【岡野室長補佐】 そこも、どこまで統一感というのを気にするかという話にはなるのですが。中には割り切れないものもありまして、式を全部書かないと、四捨五入の関係で値がずれてしまうというのがあります。こっちは括弧内の言葉で書いてあるものの数字、この場合は本当に700で割り切れているのですが、割り切れていなくて、666とかになってしまう、そういったやつについても同じ様式で対応したいということで、こういった変な式の書き方になっております。

【根岸臨時委員】 どうも現場的なイメージからしてよくわからないというのが正直な感想です。700mL/10aという、この数値以外の端数が出てしまうという、その事例が出てきた時点で、また比較して考えてみたらいかがでしょうか。端数が出るというのが、今のところあんまりよくわからないのです。現場では端数が出るような形で希釈してまくなんていう、そんなことを農家の方はやらないと思います。非常に単純な形でないと、とてもじゃないけれども畑や田んぼでまくことはできないと思いますので、そういう事例がもし出てきた場合に、またその辺のところの比較をしながら、考えるべきではないのかなという気がします。

【岡野室長補佐】 またこれを持ち帰らせていただきまして。

【白石委員長】 お願いします。もう少し換算が多くないほうがいいような気がしますので。左のカラムがそのまま、見ればわかるような形になっているのが一番望ましいかなと思います。よろしくをお願いします。

その他いかがでしょうか。

私、1点だけ気になったのが、算出に当たっては、テストガイドラインに準拠してというふうにして書いてあるのですが、テストガイドラインではないのじゃないのかという気がするのですが。テストガイドライン、という名前になって公表されているのですか。

【岡野室長補佐】 正式名称ということですか。

【白石委員長】 はい。

【岡野室長補佐】 そうですね、正式名称としては、確かにこういう名前ではありません。

【白石委員長】 要するにテストガイドラインで、パラメーター。

【岡野室長補佐】 脚注にするなどして、ちょっと長くなるのですが、正式名称を書くようにということはいかがでしょう。

【白石委員長】 必要ならば、それでいいと思いますけれども。

【稲生専門委員】 私の理解でしたら、局長通知があつて、課長通知があつて、登録申請書に添付する資料でしたか、私もうろ覚えなのですが、結局は一連のガイドラインの中にきちんと書かれているという認識でいいのじゃないかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

【白石委員長】 特に問題がないなら、よろしいと思います。

他はいかがでしょう。

(発言なし)

【白石委員長】 特段ございませんようでしたら、パラメーターの書きぶりにつきましては、引き続きご検討をいただくということで、総合評価をご確認ください。

オオミジンコの急性遊泳阻害値をもとに、登録保留基準値を0.096 µg/Lとするということで、水産PECは超えていないということを確認されたということですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【白石委員長】 では、総合評価につきましては、事務局案どおりとさせていただきます。あり

がとうございました。

では、続きまして、次の剤をお願いいたします。

【岡野室長補佐】 同じ資料の7ページをご覧ください。次はクロマフェノジドです。

1ポツですが、評価対象農薬の概要ということで、物質概要は、化学名、分子式、構造式と、このような形になっております。

2ポツ、作用機構等ですが、クロマフェノジドはヒドラジン骨格を有する殺虫剤であり、昆虫の脱皮を促進する脱皮ホルモン様の作用を示し、鱗翅目昆虫の異常脱皮を促すと考えられているということです。

本邦での初回登録は1999年。

製剤は粉剤及び水和剤が、適用農作物等は稲、雑穀、果樹、野菜、いも、豆、樹木、花き等があります。

原体の国内生産量は、2.2 t、1.1 tということで、それぞれ23年度と25年度の値になります。

3の各種物性ですが、この表のようになっておりますが、水溶解度は比較的低いという剤でございます。

8ページをご覧ください。水産動植物への毒性ということで、まずコイへの毒性ですが、設定濃度が0と100,000 $\mu\text{g/L}$ の二つの濃度区で、実測濃度値としては0と973 $\mu\text{g/L}$ でやられていますが、いずれの濃度区でも死亡というのは出ておりません。ですので、 LC_{50} として973という値を入れております。

次の9ページになりますが、オオミジンコの試験が行われていまして、表2のとおり、こちらもちろ広い濃度区でやられていまして、設定濃度として0～1,000,000 $\mu\text{g/L}$ まで、実測濃度としても、0～約1,000,000ぐらいという濃度区でやられております。

遊泳阻害数として、こちらにありますように、最後の濃度区のところでは半数の遊泳阻害が出ていますが、ここは、すみません、 EC_{50} ということで、1,000ということで入れております。ここは、水産検討会のときにも非常に議論になった部分なのですが、今回溶解度が低い剤にもかかわらず、設定濃度1,000,000に対して、実測濃度も約971,000という値が、約1,000,000に近いような値が出ておりまして、これをどういうふうに理解するかというところでいろいろ議論がありました。

この試験のやり方についてですが、水にそのまま溶かすのではなく、まずこの助剤というふうに書いてあるアセトンという100 mg/L とありますが、そこにまず剤を溶かした上で、水の中に分散させるというような方法をとっていまして、実測濃度というのは、その分散したものを測ったということで、この濃度を当てています。

そこでなぜ1,000になるかということなのですが、申請者からの資料によりますと、この剤の水溶解度というのが約1,000 $\mu\text{g/L}$ ということなので、それ以上については溶けないということの考えに基づいて、この EC_{50} は上限が1,000ということであてられています。

このところで、本日ご欠席いただいておりますが、水産検討会の五箇座長からもあったのですが、今回のクロマフェノジドという剤が異常脱皮を促すということで、通常の剤とは効き方が違うということで、申請者としてこういうような特殊なやり方をやって、ここまで溶かしても、こういう結果ですというのを示したのではないかというようなお話がありました。

水産検討会の中では、この1,000という値を使うということで差し支えないのではないかとということで、ご意見をいただいております。

では、次の10ページをご覧ください。藻類の生長阻害試験になりますが、こちらも0と100,000という設定濃度でやられておりまして、実測濃度は0と910 $\mu\text{g/L}$ という二つの濃度区での試験になっております。 ErC_{50} としては、この910の超値で値を出しております。

次の11ページがPECになります。水産PECとして、水田と非水田について、それぞれ最大となる値を計算しております。農薬登録情報提供システムによりますと、先ほど申し上げましたような、

製剤として粉剤、水和剤がありまして、稲、脱穀、果樹、野菜、いも、豆、樹木、花き等に適用があります。

それらの中で、水田使用の中で一番高くなる使用法ということで、こちらの表5に掲げましたような、表5の左の欄のような情報から表5の右にあるパラメーターを出しまして、それぞれつくっております。ここにドリフト量で考慮とあるのですが、使用方法によりましてはドリフトを考慮しない計算の仕方もありますので、今回の地上防除に茎葉散布するということから、これはドリフト量を考慮するというので、PECの計算の中に反映しているという意味でございます。

水田使用時のPECとしては、これらの値から、0.75 $\mu\text{g/L}$ という値が算出されております。

次の12ページをご覧ください。非水田使用時のPECですが、こちらも同様に、最も高くなる非水田の使用方法に基づいてPECを計算しておりまして、0.0055 $\mu\text{g/L}$ という値が出ております。

これらの中で、(1)と(2)で最も値の大きい水田使用時のPECをとってきまして、水産PECとして、0.75 $\mu\text{g/L}$ ということ算出しております。

13ページの総合評価になりますが、魚類、甲殻類、藻類について、それぞれ超值ではありますが、973、1,000、910という値をとってきまして、それぞれ魚類については10で除した97.3、甲殻類について10で除した100、藻類については910という値を採用しまして、これらの最小のうちのコイの値97 $\mu\text{g/L}$ というのを登録保留基準値案としてはいかがでしょうかという案でございます。

リスク評価ですが、水産PEC0.75に対して97、登録保留基準値の案が97 $\mu\text{g/L}$ ですので、超えていないということを確認しております。

以上になります。

【白石委員長】 ありがとうございます。

ただいまのクロマフェノジドにつきまして、ご質問、基準値案についてのご意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。

エクダイソンのアゴニストということですね。試験が、オオミジンコは懸濁状態でやられていたということですかね。それを水溶解度でやりたいという、この申請者からもそういった希望があったということですね。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

【白石委員長】 特にご意見がないようでしたら、PECのほうはいかがでしょう。

【稲生専門委員】 PECの値自体に問題はないのですが、12ページで先ほどからも議論がありました、使用方法のところの最大使用量の書き方ですね。これが先ほどお示ししていただいた、文章で書くというのと違う書き方になっているので、ここもあわせてご検討をいただければと思います。

【岡野室長補佐】 ここも申し訳ありません、修正ミスでして、1,000倍に希釈した薬液を10 a 当たり700 L使用ということになりますので、そこは修正をさせていただきます。

【白石委員長】 他はいかがでしょう。よろしいですか。

(発言なし)

【白石委員長】 特にならなければ、総合評価のご確認をしていただきたいと思いますのですが、毒性が全てに出ていないということですが、最小値ということで、コイの急性毒性値から登録保留基準値を97 $\mu\text{g/L}$ とするということでございます。

水産PECがこれを超えていないということを確認したと。よろしいでしょうか。

よろしいですか、はい、どうぞ。

【山本（廣）臨時委員】 今のPECのところですが、今の非水田のほうは、その下に使用する際の希釈倍数等と書いて、1,000倍に希釈と書いています。その上と重複するんですね。これも要らないのですかね。

【岡野室長補佐】 水産検討会で、文章で書くべしというご指摘があったときに、一個下の欄と

統合してその記載を書くということになりましたので、下も一つ削除させていただきます。

【白石委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

（異議なし）

【白石委員長】 それでは、基準値につきましては、事務局案どおりとさせていただきます。

では、続きまして、クロルフタリムについてお願いいたします。

【岡野室長補佐】 同じ資料の14ページをご覧ください。クロルフタリムですが、1、まず物質概要になりますが、こういった化学名、分子式、構造式となっております。

作用機構ですが、光要求型のフェニルフタリミド系除草剤でありまして、その作用機構は、クロロフィル合成経路上の葉緑体及びミトコンドリアの酵素であるプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼの阻害であります。

本邦での初回登録は1981年でして、製剤は水和剤、適用農作物等は花き、樹木、芝等があります。

原体の国内生産量は、7.0 t、5.0 t、5.5 tということで推移をしております。

3の各種物性になりますが、この表のようになっておりまして、15ページに行っていただきますと、水溶解度で、これも溶けにくいというものでございます。

IIで、水産動植物への毒性の1、魚類、コイですが、設定濃度0と100,000、実測濃度0と8,880 µg/Lということで、それぞれやられておりまして、影響が出ておりませんので、この8,880に原体の純度を掛けた8,760という値を毒性値として採用しております。

16ページになりますが、ミジンコの急性毒性試験をやっております、こちら設定濃度0と100,000、実測濃度0と5,790という二つの濃度区についてやっておりますが、5,710という超値でのEC₅₀を出しております。

同じページ、藻類になりますが、こちらは0～93.7 µg/Lまでの設定濃度で毒性試験をしまして、最後の濃度区のところ50%の生長阻害率が出ているという計算の結果、15.8というErC₅₀を出しております。

17ページで、PECになりますが、製剤として水和剤がありまして、花き、樹木、芝等に適用がありますので、その中で最もPECが高くなる使用方法についてPECを算定しております。

こちらは、10 a当たり薬剤400～800 gという水和剤を希釈水100～300に添加して使用してまして、まくものとしては800 gが10 aということになります。それを単回・単位面積当たりの有効成分量にして4,000というg/haという値が出ております。

こちらにつきまして、非水田の計算をしますと、0.016 µg/LというPECになっておりまして、水田適用はありませんので、この値が水産PECとして算出されております。

18ページに総合評価がございますので、ご覧ください。

水産動植物の登録保留基準値ということで、魚類の8,760を10で除した876、甲殻類の5,710を10で除した571、藻類の15.8という値になりますが、これらの最小のもので藻類をとりまして、15 µg/Lという登録保留基準値の案でございます。

水産PECとして0.016ですので、15 µg/Lを超えていないということを確認いたしております。

以上です。

【白石委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまのクロルフタリムにつきまして、ご質問、基準値案についてのご意見をお願いいたします。

これも水に溶けにくいものですが、加水分解性がアルカリ側で非常に速いのですかね。加水分解性があるということです。コイとミジンコでは毒性が認められませんでした。藻類試験で出てきたということになります。

よろしいでしょうか。これもろ過してから試験に入っているのですかね、実測濃度。先ほどと

一緒ですかね。あるいは最終的にろ過をして測定したのですかね。

【岡野室長補佐】 試験によっても微妙にばらつきはあるのですが、基本的には沈殿でというか、浮遊したものは含まないところをとって、分析はかけております。

【白石委員長】 よろしいでしょうか。

藻類については、溶解度以下でやられていますけれども、若干、設定濃度と乖離が見られますが、若干分解性があるということなのですかね。どうなのでしょう。

よろしいでしょうか。

（意見なし）

【白石委員長】 では、毒性につきましては、ご了解いただけだということで、PECにつきましてはいかがでしょうか。よろしいですか、特に問題ないと。

【根岸臨時委員】 さっきの表の4なのですけれども、最大の使用量ということになると、800gを300Lまいたというふうを考えなきゃいけないのじゃないでしょうか。

【岡野室長補佐】 有効成分としての最大使用量になりますので、有効成分としての使用量で最大になるものということで、g/m²で最大になるということと言えますと、300Lに溶かしていても、100Lに溶かしていても、結局は800gをまくというのが。

【根岸臨時委員】 そういう意味ですか。除草剤はそういうふうを考えるのですね。殺菌剤と違うのですね。

【白石委員長】 よろしいですか。

他はいかがでしょう。

（発言なし）

【白石委員長】 よろしいようでしたら、総合評価をご確認ください。藻類の毒性をもとに登録保留基準値を15 μg/Lとすると、PECは超えていないということでございます。

では、事務局案どおりというふうにさせていただきます。

本日は、これで水産基準の設定について審議を終了しますが、全体として何かございましたら、よろしいですか。

（発言なし）

【白石委員長】 では、続きまして、議事の2、その他になります。水産基準設定不要審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【岡野室長補佐】 では、資料5-1をご覧ください。水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬についてということで、グリセリン酢酸脂肪酸エステルという剤です。水濁のほうでも同じ剤を挙げさせていただいております。

概要のところからですが、グリセリン酢酸脂肪酸エステルは、コナジラミ成虫の定着の阻害及び若齢幼虫の気門封鎖等の物理的な殺虫作用を起こす忌避剤として野菜に対するコナジラミ成虫等の防除を目的に登録申請をされています。グリセリン酢酸脂肪酸エステルの物質概要等は次のページにあります別紙1のとおりでございます。

参考情報としてですが、グリセリン酢酸脂肪酸エステルは、食品衛生法に基づき指定添加物に指定されているグリセリン脂肪酸エステルの一つであるということでございます。

Ⅱ. 水産動植物の登録保留基準値の設定の判断についてということで、別紙2にございましており、これまでもご議論いただいておりますが、別紙2により、水産基準値設定検討会及び中環審農薬小委員会において、水産動植物への毒性や使用方法等を考慮して「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、そういった被害防止に係る基準値の設定を行う必要がない農薬として整理しております。

今回の剤のグリセリン酢酸脂肪酸エステルにつきましては、別紙1のとおり原体を用いた水産動

植物への影響試験が行われておりまして、4ページの4ボツになりますが、コイとオオミジンコと標準緑藻についてやられておりまして、それぞれ設定濃度が10万、10万、20万というところで試験がやられております。毒性値としてはいずれも超値になっておりまして、また、1ページにお戻りいただきますと、試験が行われていますと。上限濃度が毒性農薬テストガイドラインで10万というふうにされているところ、魚類と甲殻類はこの最高濃度でやられていると。藻類の試験も最高濃度の20万という高いレベルで行われておりますので、そこで影響が見られないということから、水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められるのではないかとというふうに事務局として考えております。

このことから、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定を行う必要のない農薬として整理することとしたいということでございます。

水産検討会でも、この剤につきましてはかなりの議論がありまして、特に本剤が難水溶性であるということについて、物性のところが0.148 $\mu\text{g/L}$ という非常に低い水溶性であるということについて、その限度濃度でやっているとはいえ、本当にいいのかというのは議論になりました。原体での毒性試験は、水溶解度の低さから考えて、水に溶けているというよりも分散した状態で実施されているというふうに考えられますが、毒性試験は認められなかったと。先生方に事前にお送りをいたしました資料の中には、80%乳剤を用いた製剤試験も行われております。その試験の結果によりますと、高濃度区において影響が出ているというのはあるのですが、それらの影響につきましては、水産検討会の議論ですが、製剤中の原体以外の成分による毒性でありましたり、物理的な影響であるということをお否定できないということから、それらを勘案して総合的なご検討をいただき、設定不要という結論をいただいております。

今後も同様に難水溶性で設定不要とするか否かという判断を求められた際には、水産検討会で毒性試験を十分に検討しつつ、必要に応じて製剤試験の結果も参考としつつ、ご判断を伺ってまいりたいと思っております。

以上になります。

【白石委員長】 では、ただいまのグリセリン酢酸脂肪酸エステルについて、ご意見をお願いいたします。

3ページ目に構造式が書いてありますけど、グリセリンの一つか二つが酢酸と置きかわっているのですね。脂肪酸部分が、これは飽和の脂肪酸ですか。Cが6、8、偶数の10、12、14、16ですか、プラス2ですね。ステアリン酸までですね、18というところがついているものであるということです。いかがでしょうか。ここでの整理は、毒性が極めて少ないと認められるということですね。いかがでしょうか。

この水溶解度なのですけど、難水溶性ということで、水溶解度が0.148 $\mu\text{g/L}$ となっていますが、モデル計算となっているのですけれども、これはどういったモデル計算ですか。混合物で、何か代表成分に対してやったものなのですか。試験のほうでは実測濃度、懸濁状態かもしれませんが、それよりも随分高いところが出ておりますが。

【岡野室長補佐】 すみません。どういったモデル計算をしたかという情報というのはないのです。この値がモデル計算による推定値として申請者から提出されております。

【白石委員長】 そうですか。分布がある混合物なので、分子量が小さいところだと、もう少し溶解度があってもよさそうな気がしますが。例えば、一番小さいのはC₆ですかね、Cというか、Lが6だから、半素数だと10ですね、のグリセリンのエステルみたいになりますので、他の予測の方法ですと、もう少し溶けるかなという気がいたします。

いかがでしょうか。グリセリン酢酸脂肪酸エステルについては、毒性が極めて少ないと認めるということで、設定を不要とするということですが、よろしいですか。

（異議なし）

【白石委員長】 特にご異議ございませんので、事務局案どおりとさせていただきます。

では、続きまして、資料5-2、水濁基準設定不要の審議に入ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

【松田主査】 それでは、お手元の資料5-2をご覧ください。

こちらは先ほど水産基準設定不要というふうにご審議いただいたものと全く同じくグリセリン酢酸脂肪酸エステルでございます。

I. 概要につきましては、先ほどと同じものなので割愛させていただきたいと思えます。

II. 水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれの有無についてのところですが、5ページ目の別紙2に考え方が記載されております。こちらは平成24年2月の第29回農薬小委員会で修正了承された「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと考えられる農薬の取扱いについて」ですが、農薬小委員会において、人畜への毒性や使用方法等を考慮して、「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと考えられる」との結論が得られたものについては、水質汚濁に係る農薬登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理をしているところでございます。

具体的な判断基準につきましては、5ページ目の別紙2の2ポツ目、具体的な運用の考え方のところをご覧くださいと思いますが、農薬取締法のテストガイドラインにおいて、当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性が極めて弱いこと等の理由により安全と認められる場合、または当該農薬の剤形、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、または河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合には、水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められるというふう判断をするということになってございます。

1ページ目に戻っていただきまして、本剤グリセリン酢酸脂肪酸エステルにつきましては、平成26年6月13日付で厚生労働省より食品安全委員会に対しまして、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質として定めることについて意見が求められております。これに対しまして、食品安全委員会から平成27年5月26日付で「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる」という評価結果が通知されております。すなわち本剤については、ADIは特段設定がされてございません。

こちらの食安委の評価書につきましては、参考資料3としてパソコンのほうに添付しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

また、グリセリン酢酸脂肪酸エステルにつきましては、我が国においては食品添加物（指定添加物）としての使用が認められておりますけれども、特段使用基準は設定されてございません。

以上のことをもちまして、グリセリン酢酸脂肪酸エステルにつきましては、「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる」ことから、水質汚濁に係る農薬登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬というふうに整理をしたいと考えてございます。

説明につきましては以上になります。ご検討のほど、よろしくをお願いいたします。

【白石委員長】 では、ご意見、ご質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。

これは水産よりも問題が少ないかもしれませんが、よろしいでしょうか。特にご意見がなければ、案のとおりといたしますが。

どうぞ。

【内田専門委員】 大丈夫だと思うのですが、他の農薬と比べると結構蒸気圧が高いですね。10⁻⁴ぐらい。そういう議論は何かどこかでありましたか。

【岡野室長補佐】 その辺は、水産検討会の中では特にありませんでした。

【白石委員長】 蒸気圧が高いというのは、割と低分子なものがあるということなのですかね。

【内田専門委員】 そうですね、低分子は。定温状態での普通のグリセリン酢酸脂肪酸エステルというふうに理解していいのですかね。

【白石委員長】 毒性につきましては、人畜に無害であるということで、生態系については若干あれがあるかもしれませんが、特段、通常の使用に基づいている限りにおいては食品中の残留、あるいは水質汚濁についても問題ないのだろうと思います。生態系のほうは少しあるのかもしれませんが、水質については問題なしということで、よろしいでしょうか。

いかがでしょうか。PECについてもよろしいでしょうか。

（意見なし）

【白石委員長】 では、特段追加のご意見がないようでしたらば、事務局案のとおりとさせていただきます。

これで水濁の設定を不要する審議は終了ということですが、事務局より今後の予定についてご説明をお願いします。

【松田主査】 ご審議のほど、どうもありがとうございました。

本日、ご了解いただきました議題1のほうの水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準を設定する農薬3剤につきましては、今後、行政手続法の規定に基づきまして、パブリックコメントを1か月ほど実施させていただきます。その結果、もし何か修正等を求める意見が寄せられた場合につきましては、委員長に再度、農薬小委員会で審議を行うかどうかご相談いたしまして、ご判断いただくことにしたいと思います。

再審議の必要がない場合には部会長の同意を得まして、中央環境審議会長に部会決定として報告を行い、さらに会長の同意が得られれば、中央環境審議会決定として環境大臣に答申いただくこととなります。

そして、答申後、基準値の告示をさせていただきたいと思っております。

【白石委員長】 どうぞ。

【川名室長】 先ほど、基準値設定のほうで白石委員長からPECの算出のところで、テストガイドラインというのはちょっと違うのではないかというご指摘があったということでございますが、今の設定不要の資料をいろいろと見てみますと、農薬取締法テストガイドラインというような用語を使ってございますので、先ほどのPECのところも農薬取締法テストガイドラインと、そのような単語を使い、資料として一貫性を保つということとさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

【白石委員長】 よろしいと思っております。

その他、よろしいですか。

これでメインの議題は終わりましたが、休憩に入りますか。事務局も大変でしょうから。10分ぐらい休憩でよろしいですか。

では、3時から再開ということをお願いします。

（休憩）

【白石委員長】 ちょっと早いですけど、皆さんおそろいですので、再開したいと思います。

議事2のその他の平成28年度環境省重点施策のうち、農薬関連施策についてご紹介いただけるということなので、お願いいたします。

【岡野室長補佐】 では、資料6をご覧ください。

先月末ですが、環境省の概算要求の資料が一通り出そろいまして、その中で環境省の特に重視

する施策ということで重点施策を取りまとめております。その中にはもちろん東日本大震災からの復興ですとか、温暖化、温室効果ガスの削減ですとか、そういったところもあるのですが、農薬につきましても重点施策として位置づけておりますので、それをご説明させていただければと思います。

資料6になりますが、農薬環境影響対策費ということで、28年度要求額で6,100万円と、今年度の5,000万円から増えているというところ です。

背景・目的としましては、この小委員会でも議論いただいておりますように、農薬登録保留基準の設定において、特定の指標生物種に対する毒性評価を基礎としてやっております。ただ、生物多様性保全の観点から、農薬のリスク評価・管理手法というの、冒頭、局長から申し上げましたように、検討ときちんとした確立が必要であるということでございます。

加えまして、ネオニコチノイド系農薬については、EU等で一部使用制限等が行われているということもありますし、国内においてもトンボの生息等、生態系への影響が懸念されているため、残留状況と生態系への影響について実態把握を行う必要があるという二つの背景から、こういった業務をまとめております。

事業概要としましては三つに分かれておまして、生態系保全の視点から水産基準値を設定する手法を開発、もう一つはネオニコ系農薬等の生態系リスクを適切に評価し、リスク管理に資する。三つ目は、地域において生態系に対する農薬リスクの低減を図る取り組みを可能とするための手法を開発ということで、基準値を設定して、リスク管理をして、実際に地域で使うための方法を考えていきたいと思いますという事業でございます。

事業スキームとしましては、研究機関等に業務を発注して、その報告を得て、施策を検討するというので、その方向性については、こういった委員会の場でもご議論をいただければと思っております。

期待される効果としまして、水産基準の設定でありましたり、リスク管理、ネオニコ系農薬の生態系影響について実態を把握し、水域生態系の保全に貢献するということを考えております。

右のほうに行きまして、三つに分かれているのですが、一つは農薬水域生態系リスクの新たな評価手法の確立ということで、特に試験種以外の種でどういった感受性があるのか、それは剤によっても異なるでしょうし、種の選択によっても異なるということで、新たな生物種の選定でありましたり、そういった種に対する評価、その評価の結果をどういうふうに解釈していったらいいのかといったことを検討するという業務です。生態系保全の視点から水産基準値を設定する手法を開発することを目的としております。

二つ目の真ん中の欄ですが、ネオニコチノイド系農薬等の環境影響調査ということで、農薬が湖沼、溜池、水辺、そういったところに流入して、トンボに影響を及ぼすというふうに言われておりますので、それが実際にどうなのか実態を把握すると。その実態の把握につきましては、農薬の使用実態でありましたり、水中の農薬の濃度、あと底質の濃度でもありますし、あと毒性試験の実施でトンボについてどういった影響が出るのかということ。結果として、トンボの生息状況というのがどのように変化していったかといったことを把握する必要があると思っております。

三つ目ですが、地域における農薬リスク低減の取組を支援するための手法の開発ということで、ここで例として挙げていますが、止水メソコム試験設計ということで、より実環境に近いところで農薬をばく露させて、その中の生物群種への影響、農薬の種類や使用方法によって、どういった影響が出るのかというのを把握するという手法の開発です。

そういった手法を開発して、地域固有の生態系でありましたり、地域で使われる農薬について実際にやってみて、リスク低減の取り組みというのを地域で進めていけるような、そういった手法を開発したいというふうに考えております。

予算については以上になります。

【白石委員長】 では、ご自由にご質問、お願いいたします。

まだ予算要求の段階で、今年度はついているのですか、同じような。

【岡野室長補佐】 今年度は5,000万円についておありまして、来年度に向けた要求で増額ということで、基本的に前年度からのものに対して加えていくという形になります。ですので、今年度分に加えた形で、こういったものを要求しようとしております。

【白石委員長】 3本立てなわけですね。

予算が獲得できるようないいアイデアも追加していただけるとありがたいと思いますが。

どうぞ。

【内田専門委員】 なかなか難しい問題ですけど、EUの一部使用制限等というのは時限でしたよね、数年間の。この年末ぐらいがその時限になって、それまでにデータが出そうな気がするのですが、それによっても、これは書きぶりが相当変わってきませんか。一部の国では、待ち切れずに、使用を再開しているところもあつたりしていますので、そういう状況についても配慮されたらいいかなという気がします。

【岡野室長補佐】 25年12月から2年間ということ、本年の12月までには一定の結論が何らかに出されると思っておりますので、直接EUがこうしたから日本もこうということではないと思うのですが、国内での議論というのも、そういったところに影響を受けますので、我々としても日本国内でどういった措置が必要かというのは、こういった調査をしながら、方向性を考えていきたいと思っております。

【白石委員長】 いかがでしょうか。ネオニコについては一回何かここでご紹介いただいたけども、そのうちまた何か計画なされているのですか。

【川名室長】 次の資料で、現在やっているネオニコの関係と今年どういう方向でやるのかということ、またご紹介させていただきたいと思っております。

【白石委員長】 そうですか。

どうぞ。

【山本（廣）臨時委員】 今の内田委員が言われた話で、行政的にはおもしろいですよね、財務を説得するためには。EU云々かんぬんの話なんていうのは全然別な次元の話だと思うのです、本当の研究ベースということになってくると。ただ、幾つかの現象があつて、それがどういうことかということを見つと見つかないといけないというのは、リスク管理機関としては当然のことだからいいと思うのだけれども。ということで、そういう意味では、今、概算要求の段階だから、今の時点ではこんなことを書いて、何とか財務に「うん」と言わせようと、こういう話だと理解していいのだろうと、勝手にひとり言みたいなことを言っていますけれども。

それはそれでいいのですけれども、右側の三つ、今年5,000万ついているということは、去年の要求は5,000万だったのですか。それで5,000万ついている。現在やっている事業は、この三つと同じことで、今年5,000万円を使っているということですか。

【川名室長】 こういった概要にしてしまうと、あまり差が目立たないのですが、もちろん昨年やっていることと同じことでは全くなく、別の内容で、ただ同じようなコンセプトに基づいてやっているということにして、予算要求のときにどうだったかというのは、去年の資料を見ればわかると思いますが、そこはちょっと。

【山本（廣）臨時委員】 1,100万増額しているというけれども、満額がついてくるかどうかかわからないのですよね。そういう意味で、同じようなイメージしていることができるかどうか。

それから、細かくいろいろ事業がある中で、優先順位をつけないといけないという話になってくるけれども、この三つというのは、新たな評価手法の確立という大きなくくりの中に幾つかの事業があるというふうに考えるということですか。

【岡野室長補佐】 新たな評価手法の、三つありまして、大きな枠は農薬環境影響対策という中であって、一番上のがそれですね。次がネオニコで、次が手法の開発になります。

【山本（廣）臨時委員】 三つのうちのそれぞれの中に、もう少し細かなテーマの事業というか、テーマの調査費なり、委託費が幾つかずつあると考えたらいいのですかということです。そういうことですね。

【岡野室長補佐】 そのとおりです。

【山本（廣）臨時委員】 そうすると、今、概算要求の段階では具体的にテーマを挙げているわけではないと。

【岡野室長補佐】 まだ挙げていません。

【山本（廣）臨時委員】 もし、そういうものがあれば、この三つの中身について、こんなことを考えていますよということがあれば教えていただいて、いや、それよりもこっちのほうが大事なんじゃないかと。例えば、さっきいろいろ問題になった水溶解度の問題をどうクリアしていくのかとか、結構、水産検討会でも、ここでも毎回議論になるのだけでも、なかなかやれないということがありますので、そういう意味で、中身がどうなっているのかということをお伺いしたい。

【川名室長】 実は、これは省の重点に挙げている部分ということでございまして、他に予算として、例えば、検討会の資料をつくるための文献調査の経費ですとか、そういうルーチン的といいますか、基盤的な経費をまた別途要求しています。そして、基盤的な経費の中で、山本委員からご指摘のあったような水溶解度の問題ですとか、今、とりあえずテーマとしては慢性毒性を取り上げようと考えて予算要求をしております。そういうような予算が別途あるというふうになっております。

【山本（廣）臨時委員】 わかりました。

【白石委員長】 他、いかがでしょうか。

どうぞ。

【築地臨時委員】 一つお聞きしたいのですけれども、真ん中の絵のところ、環境影響調査ですけれども、ここで水系のところ、湖沼、溜池、水辺、里地里山ということですから、矢印で農薬が流入したか形になっていますけれども、ここでは水田そのものはどういうふうに捉えるのかなということです。

というのは、左にアカトンボの絵がありますけれども、アカネ属のトンボだと水田に産卵して、そこが繁殖というのかな、翌年にそこからふ化して、幼虫から成虫に出てくるのだと思うのですけれども、そうすると、そのときに、私らも気にかけていたのは、育苗箱で殺虫剤を入れたときに影響が出ているのかなと心配していたのですけれども、そういった部分がここでは入っているのかどうかということをお聞きしたいのですが。

【岡野室長補佐】 今回といいますか、平成26年度からトンボの調査をやっております、継続をしているのですが、その中では、田んぼそのものというよりも、環境省の守備範囲もあるので、一般環境中でどうなのかというのをまず調べているところですので、水田そのものについては、水をとったりとか、土をとったりとか、そういったことはしておりません。ただ、トンボは当然飛びますので、農地の周り、溜池だとか、そういったところで調査をすれば、周辺の農地とも一帯となった環境中にどういったトンボが生息していると、そういったものは見てはいけると思います。

【白石委員長】 よろしいですか。

どうぞお願いします。

【内田専門委員】 今のお話にちょっと絡むのですけど、石川県立大学の先生かな、水田でアキアカネの調査をされて、この間、新聞に載っていたと思うのです。中にあったように、5府県でレッドリストに載せていると。ただ環境省のレッドリストにはアキアカネ自体は掲載されていない。

むしろその中に載っているのは、他の昆虫、それだけでも結構な数がありますよね、何百種類とかあります。だから、私が言いたいのは、アキアカネにネオニコチノイドで取り組まれる、それはそれで私もいいと思うのですが、水田をどう考えるのか。例えば、周りにヤゴが生活できるような自然であれば水田の比重は結構低いかもしれないけど、今や結構整備されているので、水田の比重が高くなっている。

だから、守るべき自然や周辺環境と農業生態系である農業をされているところを区別できるような形で、しっかり評価してほしいなど、今のご意見を聞いて思いましたので、よろしく願いしたい。その辺をごっちゃにすると、ややこしくなったりする。また、環境省としての大義名分が要ると思うのですね。

何でアキアカネなのかというのは、レッドリストを見ている限りではわからないのです。他にいっぱい守るべき昆虫はたくさんいますよね。六百以上あるのじゃないかなと思うのです。その中にも載っていないものを、ある府県で挙げているから、これだけ話題になっているから、それだけで取り上げて環境省が調査するのでしょうか。もう少し整理をしておかないといけないような気がしました。ちょっとお願いも込めて。

【白石委員長】 ありがとうございます。いろいろご意見を伺ったので、参考にして予算獲得に努めていただければと思います。

他はよろしいですか。どうぞ。

【山本（廣）臨時委員】 一番下のが、よく意味がわからないのですが、これはどういうことなのですか。今のトンボの話は、行政機関だから、騒がれているものをやるというので。ただ、ここはある意味、専門家の集まりだから、そこを議論し出すと行き違いになるだろうと思うので、あまり言いませんけれども、内田さんの言われたことはもっともだと思います。

一番下の地域のリスク低減というので、どこかの場所、何カ所かに、こういうメソコスムをつくって、そこで生物相のサクセッションみたいなものを見るとか、そんなような話なのですか。どういう試験なのかなど。農薬の種類というのは、どういう種類ですか。例えば、ネオニコ系とか、リン系とか、そういう意味の種類ですか。

【岡野室長補佐】 そういう意味の種類です。

【白石委員長】 何かコンセプトを少し説明されたほうがいいと思いますので、お願いします。

【山本（廣）臨時委員】 これをやっても、何かデータは出るのでしょうか、何も言えないような話になるのかなと思いますけどね。

【岡野室長補佐】 この業務で目指していますのは、データというのももちろん副次的には得られるとは思いますが、例えば、こういった直径のところは何cmぐらいの土を入れて、何cmぐらいの水を張って、このタイミングで薬剤を入れて、それで何カ月たったら、この部分の水をとって、その中にすんでいる生物の種類を数えたら影響がわかりますよと、そういうような枠組みとか、マニュアルとか、手法を開発して、それを各地域の実情に合わせて、これは環境省だけではもちろんないと思いますが、関係の省庁であるとか、関係者と協力して、こういったことを進めるという、その材料にしようという取り組みです。

【山本（廣）臨時委員】 これは随分昔、20年も前にこのメソコスムとか、それから、もうちょっと大きな規模で、いろいろアメリカでもやられたけど、うまくいかんといってやめた経緯がいっぱいありますよね、これ。内田さんなんかは非常に詳しいと思うのだけでも。これで何か手法が開発できるのだろうかという感じがちょっとしますけど。非常に難しい話だと思うのですよね。大がかりな試験をアメリカでも随分やられましたよね、

【内田専門委員】 私自身もやったことあるのですが、メソコスムは、今、先生がおっしゃられたように、一つのケースとしてのデータは出るのです。次やったらまた違うケースとしてのデータが出る。またやるとまた違うケースとしてのデータが出ると。ケーススタディをやっている

みたいな感じになって、そこから総合的に何を抽出できるかというのは非常に難しいかなと思います。費用対効果もあって、今はあまりメソコスムのような形ではやることはなくなっている。

【川名室長】 この部分につきましては、むしろ、こういった評価に使うというような形よりも、現場において、今、農薬を低減するような取り組みが行われていたと思うのですが、そういったときの、どういった農薬が生態系に優しいのか、環境に優しいのか、そういったことを目安として得られるような手法ということで考えているのです。地域で環境保全の取り組みを何らかの形で裏づけながら進めていけるようなルールとして確立できればと考えています。

【白石委員長】 なかなか厳しいご意見も出ましたが、参考にさせていただいて、今後の業務を続けていただきたいと思います。

他はよろしいですか。

（発言なし）

【白石委員長】 よろしければ、平成27年度農薬の環境影響調査業務についての説明ということでございますけれども、説明をお願いします。

【岡野室長補佐】 資料7で農薬の環境影響調査業務についてとありますが、これが先ほどの二つ目の業務でして、二つ目の業務の一部分でやっている業務で、ネオニコチノイド系農薬がトンボに与える影響を実態把握するための調査であります。

これを26年度からやっておりまして、26年度の結果が出ましたので、今回ご紹介させていただくということと、あと27年度調査でやっていきたいということを改めてご説明できればと思っております。

2ページ目ですけど、この辺は前提といいますか、ネオニコチノイド系農薬についてということで、農薬の法制度としては、農水大臣の登録を受けたものでなければ製造販売、使用してはいけなと。その判断に当たって、作物残留、土壌残留、水産動植物被害防止、水質汚濁の4項目について環境大臣が基準を設定しております。この③の水産動植物の被害防止というところで、トンボについても懸念があるというふうなことが言われております。

「ネオニコチノイド系農薬とは」のところにありますが、現在、我が国で幅広く使用されておりまして、ミツバチやトンボ等が減少しているのではないかと懸念の声が挙がっておりますということです。

環境省として、26年度からネオニコチノイド系農薬等の環境中の残留状況、生態系への影響を考慮する上で重要な指標種となりうるトンボへの毒性を調査しております。この結果、野生生物の生息に深刻な懸念を及ぼしているというおそれがありましたら、農林水産省等と連携し、必要な対策を検討していきたいと、そういった問題意識のもとに、この調査をつくっております。

ページをおめくりいただきまして、背景・目的というのを、先ほど言葉で申し上げましたのを図にしたというのがこちらでして、下のほうにあります。①農薬の使用実態を調べ、トンボ等の生息実態を調べ、農薬の残留実態を調べると。トンボの毒性データを室内実験でやりまして、それらを勘案して、PECと毒性値を比較したり、残留実態と生息実態の比較といいますか、そういったことを分析して、農薬以外の要因などを各データを分析した結果として、農水省等と連携し、必要な対策を検討していきたいということでございます。

概要としましては、トンボ等の生態生息データ、毒性データを文献調査、ヒアリング等により収集するというのと、あと、実態調査ということで、全国で7カ所程度を選びまして、そこで水と底質をサンプリングし、トンボの観察と採取、ヤゴもトンボも含めて採取を行いまして、それらの関係を調べるというものです。

次のページですが、結果の①文献調査では、文献検索により関連の25の文献を抽出し、専門家4名にヒアリングを行っております。

(1) -1で、トンボ等の生息データですが、アカネ類の減少を具体的に示す資料はほとんど存在しない中で、二橋先生の富山県におけるアカネ属の個体数推移に関する報告については、2000年ごろを境として、アキアカネ、ノシメトンボは5分の1から20分の1程度にまで減少したというふうな推計がなされております。また、富山県では、イミダクロプリドとフィプロニルが、それぞれ1993年と97年から使用されておまして、その出荷量の増加とそれらトンボの減少というのはよく相関するように見えるという旨が報告されておりました。

ネオニコチノイド系農薬等が減少傾向の原因であるという可能性が指摘はされてはいるのですが、耕種的影響や圃場整備などといった環境の変化による影響の可能性を否定する結果というのが見当たりませんので、アキアカネやナツアカネの減少要因がネオニコチノイド系農薬等の使用であるということ直ちに明らかにできるというようなデータはありませんでした。

課題としましては、現在まだ生息しているトンボ類についての個体数の把握、それぞれの地域における農業用式の変化とトンボの種類ごとの生活史や個体数との対応関係の把握が必要だということで、今年度に持ち越しになっている課題でございます。

次のページが結果②ですが、毒性データについて、我が国のトンボ等に対するネオニコチノイド系農薬等の毒性値として妥当と考えられるというものは見当たりませんでした。

トンボ等に対する毒性データを収集するために、OECDガイドラインをもとに予備的な実験を行ったのですが、初年度ということもあり試験の手法が不十分であり、毒性の算出には至りませんでした。

課題としては、毒性試験の方法を改善しまして、毒性値や環境中の残留との程度の把握をして比較をしていくということが必要になってまいります。

次のページが③ですが、実態調査になります。全国の7カ所で実態調査を行いまして、下の結果の④というのが水のサンプリングを実施した結果、ネオニコチノイド系農薬等がどのぐらいあったかというのが、こちらの図になっています。佐賀県、広島県というような種類数が多くて、検出のグラム濃度も高いというような傾向は出ております。

次のページの9ページですが、こちらは水ではなく底質のところを測っておりまして、底質のほうに水よりも多数検出されていて、こちらにも検出される種類が多いと、量が多いというような感じで、右肩下がりのような傾向があると言えはるのではないかとというような状況までしかわかっておりません。

10ページになりますが、この結果をトンボの調査とどういうふうに見るかということなのですが、表1のところ、それぞれの地点での調査の時期と成虫のトンボ、若虫すくい取り調査による種類数、それと底質中のネオニコチノイド系農薬の種類数を表にしたものでして、これではやはり定性的な把握でしかないのですが、何となくトンボの出現種類数が多いところは底質中のネオニコチノイド系農薬等の種類数が少ないようにも見えるということで、これだけでは確定的な結論は全く出せるものではないのですが、今後もこの調査を続けていくことによって、傾向のようなものを見出していければというふうに思っております。

最後のポツに書いてありますが、さらに農薬以外のその他の要因、乾田化、水路の三面張化及びそれに伴う底質の減少等がトンボ等の生息に及ぼす影響についても考慮するということが必要になっております。

最後のページですが、27年度につきましても、毒性調査を継続するというのが(1)でして、より再現性の高い毒性試験の試験方法の開発に取り組んでまいりたいと思っております。

(2)の実態調査としては、湖沼等の残留調査の中では、水と底質のネオニコチノイド系農薬等の濃度を把握するというのを継続しまして、その周辺での農薬の使用実態というのを調べることによって、それを関連づけていければと思っております。

(2) -2トンボ等生息実態調査ですが、定量的なデータを把握できるように課題を抽出して、ど

のようにすれば科学的に確かなデータが得られるかということに注力していきたいと思っております。

それと同時に、トンボ等の生息に影響を及ぼすおそれのある農薬以外の要因の把握というのも行っていきたいと思っております、それらを勘案して、ネオニコチノイド系農薬等がトンボ等の生息状況に及ぼす影響の有無というものを把握して、必要な対策を検討できればというふうに考えております。

以上になります。

【白石委員長】 ありがとうございます。

どうぞ自由にご質問、あるいはご意見等お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

【細見臨時委員】 業務なので直接は関係ないと思いますけれど、推進費でネオニコチノイド系の研究が2本ぐらい走っているはずですよ、おそらく。だから、そっちの情報もあわせて、農薬室の重要な課題だから推薦課題に一部になっていたような気がしますので、それも踏まえて一緒にやられると、情報提供としてもいいのかなと思います。

【白石委員長】 事務局、どうぞ。

【川名室長】 ご指摘のとおり、推進費のほうで2本ほど、ネオニコチノイド系の農薬の関係は走っております。そういったような研究成果も当然我々としては取り入れていながら、総合的にまた考えていきたいというふうに思っております。この業務については推進費の課題もありますし、先ほどの新たな評価手法の確立というようなテーマの中でも、一部ネオニコチノイド系農薬を扱った試験も行っております。あらゆる情報を集めて、この問題についての対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

【白石委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【山本（廣）臨時委員】 今回の資料7のネオニコチノイドの関係のもの、26年度の結果、これは水産検討会か何かでも一度報告みたいなことがあって、いろいろご意見申し上げたこともあったのですが、今年の進捗というのは、もうだいたい半分近く進んだのですが、そこそこ環境省的には仕事が進んでいるなという感じなのですか。

それが1点と、もう1点は、この手の仕事をどこかレビューするような、組織とまではいなくても、恐らくアドバイザーみたいなものをつけるかどうかということを含めてやっておられると思うのですが、アドバイザーのご意見のようなものだけなのか、あるいは、もう少しレビューして、環境省としてこのデータは使い物になるよね、この辺はぜひ応用してという、そういった何かステップがあるのかどうかお聞かせ願えますか。

【岡野室長補佐】 今年の進捗としては、6月に契約ができて、国立環境研究所で、第1回検討会も7月末に行いまして、その中でいろいろ業務の計画についてご意見をいただいたところです。レビューという関係では、先ほど、内田先生からも情報提供いただきましたが、石川県立大の先生でありますとか、国内のトンボの毒性とか、そういった状況に詳しい方々をアドバイザーとして参画いただきまして、ご意見をいただきながらやっていこうということを考えております。

【山本（廣）臨時委員】 私が26年度の水産検討会で見せていただいたときに少し意見申し上げたというのは、報告書として出てくるというのは、公表するという形じゃないのだけど、結果的に公表されることになりますよね、国会図書館に報告書が入って。そういうような報告書は、特段レビューされているのかどうか。そこなのですけどね。大変影響の大きい問題をいろいろ含んでいるので、ということが一つ。

それから、さっき、9月の契約ということでこれから契約みたいな話なのですが、この手の仕事というのは、年中通じて最低1年間ぐらい、これは去年から続いているから、この間も、契約

は成立していなくても研究としては続いているかもしれませんが、そういったところをもっと早くうまく、次年度の契約とか、官庁だから、私も同じようなところにいるので、わからないでもないのですが、残りあと6カ月のうち3カ月は冬場で、生き物は皆じっとしているようなときにお金が出て、なかなか大変じゃないかなど。何か工夫はないのですか。自分自身に対する問いでもあるのですけどね。

【岡野室長補佐】 まず、すみません、私の言葉が不明瞭で申し訳なかったのですが、6月に契約をしています。6月です。9月は6月の間違いです。

報告書につきましては、実はウェブサイトには26年度のものに掲載されていまして、その報告書をまとめるに当たっての検討というのは、検討会の中でいろいろご意見をいただいたものを反映しておりまして、もちろん環境省としても最終チェックはかけた上でやっております。

【山本（廣）臨時委員】 わかりました。

【白石委員長】 よろしいですか。

今回はちょっと時間があつたためかもしれませんが、いろいろ紹介いただきましたけれども、今後もこういった会をやらせていただければいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にご意見等ございますか。

（発言なし）

【白石委員長】 特段なければ、平成27年度農薬環境影響調査業務についての説明を終了させていただきたいと思います。

これで本日の審議が一通り終了しましたが、他に全体を通じてコメントございましたら、お願いいたします。

（発言なし）

【白石委員長】 特段ご意見がないようでしたら、事務局に進行をお返しします。

【川名室長】 ありがとうございます。

本日の登録保留基準値に関するご審議、あるいは我々が情報提供させていただきました予算、あるいは業務に関してのいろいろなご意見、本当にありがとうございます。

白石委員長からもございましたように、今後もいろいろな形で我々の考えとか、そういったことについても情報提供させていただきながら、ご紹介させていただきながら、皆様のご意見を頂戴し、よりよい方向に進めるよう努めてまいりたいと考えます。

本日はどうもありがとうございます。これをもちまして、第47回の農薬小委員会を終了させていただきます。

次回、第48回の農薬小委員会は11月12日、木曜日に予定しておりますので、また、近くになりましたらご案内を差し上げますので、ご出席のほう、よろしくお願い申し上げます。それでは、どうも本日はありがとうございました。お疲れさまでございました。